

災害時の医療救護活動に関する協定書

奈良市（以下「甲」という。）と一般社団法人奈良市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、奈良市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、災害時における医療救護活動に万全を期するため、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動を実施するため、医療救護班の編成等について定めた災害時行動マニュアルを作成するものとする。

2 前項の規定に基づき策定したマニュアルは、策定後直ちに甲に報告するものとし、改正した場合はその都度甲に報告するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、災害時行動マニュアルに基づき、医療救護班を編成し、派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事由により、情報、通信等が途絶し、甲からの派遣要請を受け取ることができない、または、派遣要請がない場合にあっては、自らの判断により、医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した医療救護班の派遣は、甲の要請に基づく医療救護班の派遣とみなす。

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、原則として甲が設置する救護所又は避難所若しくは甲が指定する場所（以下「救護所等」という。）において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 各避難所における巡回診療
- (5) その他医療救護に関すること

（医療救護班に対する指揮命令）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、乙の派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、医療救護班の班長が行う。

2 前項の規定に基づく医療救護班の班長は医師とし、乙が定め、甲に報告する。

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品、医療資機材その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が供給するものとする。ただし、緊急の場合には、医療救護班が携行したものを使用するものとする。

（医療機関における医療救護）

第7条 救護所等において、医師が医療機関への搬送が必要と判断した傷病者があった場合は、乙又は班長あるいは甲は、後方医療機関に対して、その受入れを要請することができる。

2 医療機関への搬送手段は、原則として医療救護班が確保することとする。

（医療費）

第8条 救護所等における傷病者の医療費は無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（経費の負担）

第9条 第3条の規定に基づき、乙が派遣した医療救護班の編成及び派遣に要する経費は、甲が負担する。

2 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、甲がその実費を弁償する。

3 医療救護班が医療救護活動を行い、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になった場合においては、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び同法施行令（昭和22年政令第225号）の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給する。

（事故及び損害の責任と負担）

第10条 救護所等において発生した事故及び損害について、乙又は医療救護班に故意又は重大な過失のない限り、乙は賠償責任を負わないものとする。

（医事紛争）

第11条 第3条に基づく医療救護活動を遂行するに際し、傷病者との間に医事紛争が発生した場合は、乙は直ちに甲に連絡し、甲及び乙が協議の上その処理に当たるものとする。ただし、乙又は医療救護班に故意又は重大な過失のある場合は、甲は乙に対して求償することができる。

（報告）

第12条 乙は、医療救護活動に関する救助実施記録日計票、救護班活動状況を、甲に速やかに報告するものとする。

2 乙は、第7条に基づく救護所等から医療機関への搬送があったときは、甲に速やかに報告するものとする。

3 乙は、業務災害が発生したときは、業務災害発生報告書を、甲に速やかに報告するものとする。

（協議）

第13条 この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、令和2年3月23日から令和3年3月31日までとする。た

だし、この協定の有効期間の終了前30日までに甲乙双方から別段の意思表示が無いときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月23日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲川元庸

乙 奈良市柏木町519番地の7
一般社団法人奈良市医師会
会長 谷掛駿介